

栗山町議会がサポーター制度導入



【栗山】二〇〇六年に全国で初めて議会基本条例を制定した栗山町議会が四月一日から「議会サポーター」制度をスタートさせた。条例案策定などの際に無償で意見や助言を得られるよう、各分野の専門家を事前にサポーター登録。必要に応じて知恵を借り、議会の政策立案能力を高めることが狙いだ。議会事務局による

「議会サポーター」制度の導入を決めた栗山町議会＝17日

と、こうした試みは地方議会で初めて。「有識者のノウハウを議会活性化につなげたい」としている。

町議会は三月十七日、議会基本条例を改正し、制度として明文化。同条例や事務局によるとサポーターは原則無報酬で、本人の申し出や議会からの要請で登録される。

既に広瀬克哉法政大教授(行政学)らが内定。十五人程度を予定している。年一回、町民も参加できるサポーター会議の開催も検討している。

全国町村議会議長会の岡本光雄部長は「分権時代には議員も政策立案能力が求められる」と指摘。サポーター制度については「審議会のような組織は役場側にしかなかったが、議会も積極的に第三者の知恵を借りることで役場側と対等に渡り合える」と評価している。

お知恵 拝借



室蘭民報社
(代)0143・22局5121
(FAX)0143・24局1337
〒051-0015
室蘭市本町1・3・16
©室蘭民報社2009